

監査公表第 725 号

定期監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 28 日

京都市監査委員	山 本 惠 一
同	隠 塚 功
同	鶴 谷 隆
同	光 田 周 史

1 平成 27 年度定期監査（工事）（平成 28 年 3 月 30 日監査公表第 716 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(7) 植樹保険の加入について</p> <p>設計図書等で植樹保険加入対象工事であるにもかかわらず、植樹保険に加入させていないもの</p> <p>受注者の植樹保険等への加入義務の履行について、監督職員による確認を適正に行い、適切に工事を施工されたい。</p> <p>（京都市三条市営住宅駐車場整備工事）</p> <p>（すまいまちづくり課）</p>

講 じ た 措 置
<p>植樹保険の加入について、今後、同様の誤りを生じさせることなく、適正に監督業務を行うため、平成 28 年 5 月 10 日に課内研修を実施し、工事設計図書作成マニュアルを配布のうえ、土木担当課長から土木技術職員に指摘事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年 7 月 21 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 28 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>高所作業について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等により、安全帯を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帯の着用が確認できなかったもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市崇仁北部第四地区住宅地区改良事業買収済家屋除却工事 ただし、住番 53 他 14 戸除却その他工事他 2 件) (すまいまちづくり課) (工事担当課：都市計画局公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(すまいまちづくり課)</p> <p>高所作業における安全帯の着用など、安全管理の重要性について、平成 28 年 6 月 21 日に関係職員に周知し、今後実施される工事についても、現場での打合せ等により安全対策を徹底するよう指導した。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>高所作業における安全帯の着用など、安全管理の重要性について、課内の補職者会議(平成 28 年 6 月 14 日)で、指摘事項を再確認するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>また、併せて請負者に対しても同様に周知し、監督員による安全管理の徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年 7 月 21 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 28 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(京都市崇仁市営住宅新築工事設計委託</p> <p>ただし、塩小路高倉新3棟(仮)新築工事設計委託他1件)</p> <p>(すまいまちづくり課)</p>

講 じ た 措 置
<p>今後、同様の誤りを生じさせないように、平成28年4月8日に、所属職員に対して指摘事項を周知するとともに、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に基づき、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った際は、交渉の経過を記録し、契約の決定において、それを添付するよう指導した。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(イ) 成果物について</p> <p>設計業務委託に含まれる手続について、設計委託期間を超えて手続が行われており、手続が完了していないにもかかわらず検査を実施し、履行確認が行われていたもの</p> <p>設計業務委託の履行確認に当たっては、履行期限内に業務が完了するよう進捗管理を行い、適切な業務の執行を行われたい。</p> <p>(京都市崇仁市営住宅新築工事設計委託)</p> <p>ただし、塩小路高倉新3棟(仮称)新築工事設計委託</p> <p>(すまいまちづくり課)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課内の補職者会議(平成28年6月6日)において、履行期限内に業務が完了するよう設計委託業務の適正なスケジュールの設定及びその進捗管理を徹底するよう指導するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 設計について

- a 屋上防水に係る設計変更について、設計変更内訳書では防水の立ち上がり部分の撤去を取り止め、減額変更としていたが、工事写真では防水の立ち上がり部分の撤去が元設計どおり行われており、設計変更の内容と施工が相違していたもの
- 設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう努められたい。

(京都市桂駅西口駐輪場整備工事 ただし、屋上防水及び外壁その他工事)

(自転車政策推進室)

(工事担当課：都市計画局公共建築整備課)

講 じ た 措 置

公共建築整備課内の補職者会議（平成28年6月14日）において、設計変更の際には、工事現場の実態及び契約約款等の規定を十分確認したうえで、適切な手続を取るよう徹底するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 設計について</p> <p>b 復旧に際して、従前のおりガードレールによる復旧を行ったが、現行の防護柵設置基準に基づき、歩行者等の安全に配慮して、道路管理者と復旧方法について事前に協議したうえで、転落防止柵付のガードレール等で復旧すべきだったもの構造物の復旧に際しては、現行の基準を適用のうえ復旧されたい。</p> <p>(第二太田川調整池整備 (その2) 工事) (河川整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 28 年 6 月 30 日に課内研修を行い、所属長から、今後、ガードレール等構造物の復旧を行う際は、現場状況を把握したうえで現行基準に基づいた適切な復旧を行うことを周知徹底した。また、構造物の復旧に当たっての基準の適用などについても道路管理者と事前協議し、協議内容をマニフェストに記録するよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p> <p>なお、当該箇所については、道路管理者（土木事務所）と協議し、本年度中に、転落防止対策工事（柵高の嵩上げ）を実施する。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 積算について</p> <p>工事費の積算について、建築工事で発注しているが、土木工事の積算基準、仕様書等で積算していたもの</p> <p>工事内容に即した工事種別ごとの仕様書及び積算基準を適用し、適切な積算に努められたい。</p> <p>(吉祥院公園他便所整備工事) (南部みどり管理事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 28 年 5 月 20 日に所内研修を行い、所属長から、工事内容に即した工事種別ごとの仕様書及び積算基準を適用し、適切に積算したうえで発注すること、また、発注に当たっては契約課と十分な協議を行うよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項等を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>a 1.5メートル以上の掘削が予定されていた試掘時や信号柱基礎設置工で、設計に土留工等の安全対策が見込まれなかったもの。また、施工に際しても、監督員の指示が口頭で行われ、安全対策がとられなかったもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(道路の森づくり 街路樹植栽 (その1) 工事) (みどり政策推進室)</p>

講 じ た 措 置
<p>同様の指摘を受けることがないよう、平成28年6月7日に、所属長による全職員を対象とした指摘事項に係る研修を実施し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき安全管理に十分配慮した設計を行うこと、また、請負者へ安全指導を行う際は、文書により行うことなどを周知し、これまで以上に安全対策の徹底が図られるよう指導を行った。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年3月31日及び同年5月10日に通知し周知するとともに、同年6月21日には、「平成28年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項	
ア 工事	
(ウ) 安全管理について	
b 伐木作業の手順や方法が, 近隣住民や作業員の安全を優先したものとなっていなかったもの	
安全管理については, 工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから, 設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。	
(中村公園他ブランコ更新工事)	(北部みどり管理事務所)

講 じ た 措 置	
安全管理について, 平成 28 年 7 月 7 日に所属長から所内全職員を対象とした研修を実施し, 施設更新工事における伐木作業において, 近隣住民及び現場作業員の安全を確保した施工計画書等を請負者に作成させること, また, 監督員は, その内容どおり請負者が施工しているか十分確認することなどを周知し, これまで以上に安全対策の徹底が図られるよう指導を行った。	
加えて, 建設局として, 指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに, 同年 6 月 21 日には, 「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し, 参加者に指摘事項について説明及び指導を行い, より一層の徹底を図った。	

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>c 土工（掘方）について、掘削高さが1.5メートルを超えるため、原則として土留めの施工が必要であるところ、土留めの設置や設計内訳書では見込まれていた安全勾配での掘削を行わずに工事が行われていたもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市小坂公園便所棟新築工事 ただし、建築主体その他工事)</p> <p>(みどり政策推進室)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課内の補職者会議（平成28年6月6日）において、監督員による安全管理の徹底を図ること、また、請負者に対しても安全対策の徹底について周知するよう指導するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>d 高所作業について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等により、安全帯を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帯の着用が確認できず、また、使用方法が不適切であったもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市小坂公園便所棟新築工事 ただし、建築主体その他工事)</p> <p>(みどり政策推進室)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課内の補職者会議（平成 28 年 6 月 6 日）において、監督員による安全管理の徹底を図ること、また、請負者に対しても安全対策の徹底について周知するよう指導するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年 7 月 21 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 28 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>e 仮栈橋施工時に、固定されていない踏み板の上で作業が行われ、作業方法が作業員の安全を優先したものとなっていなかったもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(西羽東師川護岸改修 (その3) 工事) (河川整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 28 年 6 月 30 日に課内研修を行い、今後同様の指摘を受けることがないように、作業を行う際は、労働安全衛生規則に基づき、監督員による安全管理の徹底を図ること、また、請負者に対しても安全対策の徹底について周知するよう指導した。</p> <p>また、高所作業に対する留意点と対策（作業床の確保や安全設備等）について施工計画書に明記するとともに、定期的な安全パトロールを実施し、作業の安全性を発注者と受注者の双方に確認させるよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 工事保険の加入について</p> <p>契約書及び仕様書に基づく工事保険に加入していなかったもの又は加入が確認できなかったもの。また、契約書に基づき、特記仕様書で工事保険加入について定めていなかったもの</p> <p>受注者の工事保険等への加入義務の履行について、監督職員による確認を適正に行い、適切に工事を施工されたい。また、必要な諸条件については、特記仕様書等により適切に定められたい。</p> <p>(柳の内公園再整備工事 (その2) 他4件)</p> <p style="text-align: right;">(みどり政策推進室, 南部みどり管理事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>同様の指摘を受けることがないよう、南部みどり管理事務所においては平成 28 年 5 月 20 日に、みどり政策推進室においては同年 6 月 7 日に、所属長による全職員を対象とした研修を実施し、工事保険の加入について特記仕様書に明記すること、また、請負者から必要な書類が正しく提出されているか確実にチェックすることなどを周知し、適切な執行について指導を行った。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(オ) 施工計画書について</p> <p>建築基準法に基づく大臣認定による施工方法について、大臣認定書の別添に記載の材料、手順等により施工すべきところ、施工計画書の提出を求めず、施工手順の確認がないまま施工が行われていたもの</p> <p>各工法における施工の条件等について、監督職員による確認を適切に行い、工事を施工されたい。</p> <p>(京都市桂駅西口駐輪場整備工事 ただし、屋上防水及び外壁その他工事他1件)</p> <p>(自転車政策推進室)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課内の補職者会議（平成28年6月14日）において、建築基準法に基づく大臣認定による施工方法について、請負者に対し施工計画書の提出を求めたうえで、施工前に施行手順を十分に確認するよう指導するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(カ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(吉祥院公園他便所整備工事) (南部みどり管理事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 28 年 5 月 20 日に所内研修を行い、所属長から「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に基づき、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った際は、交渉の経過を記録し、契約の決定において、それを添付するよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>



指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 契約の前提条件について</p> <p>契約の前提条件である一般競争入札参加資格確認申請書の内容は、契約の一部とされているが、契約後、一般競争入札参加資格確認申請書とは別の入札参加資格（技術士資格）を満たしていない管理技術者に、業務を履行させていたもの</p> <p>入札条件等の諸要件について確認し、適切な業務の執行に当たられたい。</p> <p style="text-align: center;">(北梅津公園（仮称）整備実施設計業務委託) (みどり政策推進室)</p>

講 じ た 措 置
<p>同様の指摘がないよう、平成 28 年 6 月 7 日に、所属長による全職員を対象とした監査における指摘事項に係る研修を実施し、複数の担当者による書類チェックを徹底し、適切に業務の執行に当たるよう指導を行った。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(イ) 手続に係る委託費について</p> <p>建築物の規模等から景観に係る申請手続が不要であるにもかかわらず、当該手続に係る委託費を計上し、かつ、手続が必要であった場合の委託費を誤って積算していたもの。また、業務開始後に改めて申請が不要であることが判明したにもかかわらず、設計変更しなかったもの</p> <p>手続に係る委託費については、法令等に基づき申請の要否の確認等を適正に判断し、適切な積算を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">(京都市淀排水機場地震補強工事設計委託 ただし、建築及び設備工事設計委託) (河川整備課) (工事担当課：都市計画局公共建築整備課))</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課内の補職者会議（平成28年6月14日）において、法令はもとより、積算基準等の規定も十分に確認したうえで、法令等に基づく申請の要否、設計変更の必要性等について、適正に判断し、積算を適切に行うよう指導した。その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年7月21日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月28日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ウ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(京都市京北・左京山間部土木事務所資材倉庫等整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備設計業務委託) (土木管理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項について、速やかに「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」と併せて課内全職員に周知するとともに、平成28年5月30日に課内研修を行い、所属長から担当職員に対し、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った際は、交渉の経過を記録し、契約の決定において、それを添付するよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年3月31日及び同年5月10日に通知し周知するとともに、同年6月21日には、「平成28年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(エ) 成果物について</p> <p>設計業務委託に含まれる構造計算書の作成及び計画通知の手続について、設計委託期間を超えて行われており、完了前に検査を実施し、業務の履行確認が行われていたもの</p> <p>設計業務委託の履行確認に当たっては、履行期限内に業務が完了するよう進捗管理を行い、適切な業務の執行を行われたい。</p> <p>(京都市京北・左京山間部土木事務所資材倉庫等整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備設計業務委託)</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p> <p style="text-align: right;">(工事担当課：都市計画局公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課内の補職者会議（平成 28 年 6 月 6 日）において、履行期限内に業務が完了するよう設計委託業務の適正なスケジュールの設定及びその進捗管理を徹底するよう指導するとともに、その後、各係会議を開催し、課内全職員へ当該事項の徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、同年 7 月 21 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 28 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われない。</p> <p>(大原野森林公園施設管理運営業務委託他3件)</p> <p style="text-align: right;">(北部みどり管理事務所, 南部みどり管理事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>南部みどり管理事務所においては平成28年5月20日に、北部みどり管理事務所においては同年7月7日に研修を実施し、所属長から所内職員に対し、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に基づき、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った際は、交渉の経過を記録し、契約の決定において、それを添付するよう指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年3月31日及び同年5月10日に通知し周知するとともに、同年6月21日には、「平成28年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(イ) 警備員について</p> <p>警備業者の警備員以外の自社の作業員を交通誘導員として従事させたもの。また、自社の作業員を交通誘導員として出来高計上されたものについて、そのまま設計変更の対象としていたもの</p> <p>仕様書等の諸要件に基づき、適切な業務の執行を行われたい。また、設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう努められたい。</p> <p>(街路樹等育成管理 (4) 業務委託他 1 件) (みどり政策推進室, 河川整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(みどり政策推進室)</p> <p>同様の指摘を受けることがないように、平成 28 年 6 月 7 日に、所属長による全職員を対象とした研修を実施し、今後は、請負者に対して、日報及び警備員伝票に併せて、これらを取りまとめた集計表の提出を求めることで、受発注者間での数量の誤認を防ぐよう指導すること、また、交通誘導員の従事について、仕様書等の諸要件に基づき、適切なものとなっているか確認することについて周知徹底した。</p> <p>さらには、「現場代理人会議」において、当該事項を議題として取り上げ、請負者に対する周知徹底を図るとともに、再発防止に努めるよう指導することとした。</p> <p>(河川整備課)</p> <p>平成 28 年 6 月 30 日に課内研修を行い、所属長から、今後、同様の指摘を受けることがないように指導した。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年 3 月 31 日及び同年 5 月 10 日に通知し周知するとともに、同年 6 月 21 日には、「平成 28 年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>街路樹の根上り補修後、舗装を未施工の状態で、バリケード等の安全対策もなく交通開放したもの</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(街路樹等育成管理 (4) 業務委託) <span style="float: right;">(みどり政策推進室)</span></p>

講 じ た 措 置
<p>同様の指摘を受けることのないよう、平成28年6月7日に、所属長による全職員を対象とした研修を実施するとともに、施工後に早急に交通開放する必要がある場合は、これまで土木事務所と分担していた工程を改め、当室において一括で、路面の凹凸を残すことなく仮復旧を施工することについて周知徹底した。</p> <p>さらには、「現場代理人会議」において、当該事項について議題として取り上げ、請負者に対する周知徹底を図るとともに、再発防止に努めるよう指導することとした。</p> <p>加えて、建設局として、指摘事項を局内各課に同年3月31日及び同年5月10日に通知し周知するとともに、同年6月21日には、「平成28年度建設局技術職員研修」を実施し、参加者に指摘事項について説明及び指導を行い、より一層の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(7) 共通費について</p> <p>舗装工事について、共通仮設費及び現場管理費の算定において、共通仮設費率及び現場管理費率を低減して計算すべきところ、当該低減の措置を行わずに計算していたもの</p> <p>共通費については、積算基準等に従い、適正な積算に努められたい。</p> <p>(西賀茂営業所整備場棟耐震改修及び模様替え工事 (建築)) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく、平成27年9月に建築工事の積算を行う担当職員に対し、係内会議において内容を周知し、共通費の適正な積算及び積算担当者と検算者による二重チェックの徹底を指示した。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修(同年7月6日)及び技術監理課所属研修(同年7月7日)を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 設計変更について</p> <p>a 設計変更について、本来、当初の計画から変更があった場合に行うものであるにもかかわらず、当初設計の数量が誤っていたため、数量の訂正を設計変更として処理していたもの</p> <p>設計に当たっては、積算基準等に従い、適正に積算事務を行うとともに、設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう努められたい。</p> <p>(高速鉄道烏丸線今出川駅昇降機設備更新に伴う改修工事（建築）他1件)</p> <p>(技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、今回の指摘を受け、平成28年度契約分からは、国等の積算基準に従った適正な手続となるよう、当初設計の数量の誤りについて設計変更の対象としないよう事務を改めた。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修（同年7月6日）及び技術監理課所属研修（同年7月7日）を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 設計変更について</p> <p>b 設計変更について、本来、当初の計画から変更があった場合に行うものであるにもかかわらず、積算間違いによる単価の訂正を設計変更として処理していたもの</p> <p>設計に当たっては、積算基準等に従い、適正に積算事務を行うとともに、設計変更に当たっては、契約約款等の規定に従い、適切な変更手続を行うよう努められたい。</p> <p>(西賀茂営業所整備場棟耐震改修及び模様替え工事 (建築)) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく、平成27年9月に建築工事の積算を行う担当職員に対し、係内会議において内容を周知し、当初設計における単価誤りは設計変更時に訂正しないこと、また当初設計の積算ミスをなくすために積算担当者と検算者による二重チェックの徹底の指示を行った。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修(同年7月6日)及び技術監理課所属研修(同年7月7日)を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>

## 指 摘 事 項

## ア 工事

## (ウ) 安全管理について

a 高所作業について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等により、安全帯を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帯の着用が確認できなかったもの

(姉小路総合指令所外壁他改修工事他 1 件) (技術監理課)

b 外部足場について、公共建築改修工事共通仕様書では、足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時又は使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならないとされているところ、手すり先行工法を使用せずに外部足場の設置が行われていたもの

(西賀茂営業所整備場棟耐震改修及び模様替え工事 (建築)) (技術監理課)

c 分電盤の搬入、積み下ろしの際に歩道を使用していたが、誘導警備員の配置やセーフティーコーン等で作業区域が区分されていないため、歩行者等の第三者への安全配慮が不十分であったもの

(山科駅コンコース改修工事 (電気)) (電気課)

d 労働安全衛生法の規定に基づく「クレーン等安全規則」によると、「移動式クレーンに係る作業中は、吊り荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているにもかかわらず、クレーン等を使用しての機器搬入時において作業者が吊り荷の直下に位置し、荷下ろし作業を行っている状況が見受けられたもの

(高速鉄道東西線電力管理設備部分更新工事) (電気課)

安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。

## 講 じ た 措 置

上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく、平成 27 年 9 月に建築工事の監督を行う担当職員に対し、また、平成 27 年 7 月に電気工事の監督を行う担当職員に対し、係内会議において内容を周知し、安全管理について法令の遵守と的確な実施を指示するとともに、当該工事請負者に対しても注意を行った。

また、建築及び電気工事の監督を行う担当職員から、工事契約中である全ての工事請負者及び工事監理受託者に対し、高所作業、歩行者等の第三者への安全配慮、クレーン作業時の安全対策などについて、労働安全衛生法及び同規則等を遵守し的確に実施するよう指示した。

加えて、交通局として、指摘事項について、平成 28 年 4 月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成 27 年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。

また、電気課所属研修（同年 7 月 6 日）及び技術監理課所属研修（同年 7 月 7 日）を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。

さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年 6 月 30 日及び同年 7 月 28 日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 施工計画書について</p> <p>建築基準法に基づく大臣認定による施工方法について、大臣認定書の別添に記載の材料、施工手順等により施工すべきところ、当該施工方法と異なる施工計画書を受理し、当該認定書に基づく施工手順等に従った施工が行われているかどうかについて、工事監理記録、工事写真等から確認することができなかったもの</p> <p>各工法における施工の条件等について、監督職員による確認を適切に行い、工事の施工に努められたい。</p> <p>(丸太町駅コンコース改修工事（建築）他1件) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、指摘を待つことなく、平成27年8月に施工計画書に不備があったものの大臣認定に基づく施工手順により施工が行われていることを現地調査及び出荷証明書等にて確認した。</p> <p>認定工法と異なる施工計画書を受理していたこと及び工事監理記録等の不備について、平成27年9月に建築工事の監督を行う担当職員に対し係内会議において内容を周知し、施工計画書の内容確認及び適切な工事監理記録等の整備の指示を行った。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修（同年7月6日）及び技術監理課所属研修（同年7月7日）を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 成果物について</p> <p>設計業務委託に含まれる各手続について、設計委託期間を超えて各手続が行われており、各手続の完了前に検査を実施し、業務の履行確認が行われていたもの</p> <p>設計業務委託の履行確認に当たっては、履行期限内に業務が完了するよう進捗管理を行い、適切な業務の執行を行われたい。</p> <p>(西賀茂営業所整備場棟耐震改修及び模様替え工事設計業務委託) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、指摘を待つことなく、平成27年8月に、検査を担当する財務課と設計を担当する技術監理課において、履行確認について、改めて確認を行うとともに、以後の業務委託における履行確認については、各申請手続が完了したうえで行うよう徹底した。</p> <p>また、同年9月に、財務課において、検査を担当する全職員に対し指摘内容の周知及び適切な検査の実施を指示するとともに、技術監理課においては、建築工事の設計を行う担当職員に対し、係内会議にて内容を周知し、適切な進捗管理及び業務が完了しない場合の設計変更等の必要な手続きについて指示した。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修(同年7月6日)及び技術監理課所属研修(同年7月7日)を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(ア) 交通費の積算について</p> <p>業務従事者の交通費の計上に当たり、勤務日数を考慮し、定期券等経済的な方法で計上すべきであるのに、運賃を全額普通運賃で計上していたもの。また、消費税込みの運賃を計上していたため、消費税が二重に計上されていたもの</p> <p>業務委託費の積算に当たっては、算定基準等に従い、業務内容に応じた適切な費用の積算を行われたい。</p> <p>(高速鉄道東西線線路保守検査業務委託) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、指摘を待つことなく、合理的かつ最も経済的な金額を計上するよう、平成27年8月に算定基準を改正するとともに、消費税の二重計上については、運賃は消費税分を割り戻し、消費税抜き運賃を計上するよう基準内に明記した。</p> <p>また、平成27年8月に係内会議において、当該事項を積算担当者に周知した。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修（同年7月6日）及び技術監理課所属研修（同年7月7日）を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(イ) 業務委託費の積算について</p> <p>業務委託費の積算について、以下の事例があった。</p> <p>a 積算に係る人工見積の徴集について、見積依頼書を作成せずに見積徴集を行い、かつ、見積書の徴集を、随意契約を行った相手方の1者のみとしていたもの</p> <p>b 計上された人員数と業務量に差異が見られたもの</p> <p>c 夜間立会いの費用が計上されているが、仕様書等では夜間立会いの有無、対象について確認できず、仕様書と条件が一致しなかったもの</p> <p>d 本件により監理業務委託を行う別契約の保守管理業務について設計変更が行われていたが、本件監理業務委託範囲の設計変更が行われていなかったもの</p> <p>業務委託費の積算に当たっては、算定基準等に従い、業務内容に応じた適切な費用の積算を行われない。</p> <p style="text-align: center;">(建築・機械設備監理業務委託) <span style="float: right;">(技術監理課)</span></p>

講 じ た 措 置
<p>業務委託費の積算について、指摘を受け、平成28年度の契約分から、委託業者からの人工見積によるのではなく、当局において、業務内容に応じた積算を行い、仕様書における夜間立会い等の条件も明示するなど適正な費用積算を行うよう事務を改めた。</p> <p>加えて、交通局として、指摘事項について、平成28年4月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに、「平成27年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し、再度、再発防止を指示した。</p> <p>また、電気課所属研修(同年7月6日)及び技術監理課所属研修(同年7月7日)を実施し、工事を担当する全職員に対して、改めて指摘事項についての資料を配布し、課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには、線路等の保守業務を担当する職員に対しても、同年6月30日及び7月28日の所属研修において、指摘事項について指導を行った。</p>



指 摘 事 項
<p>ウ 業務管理委託</p> <p>(ウ) 設計変更について</p> <p>漏水等応急措置，シャッター緊急対応費，簡易修繕費の積算について，対応回数の実績に応じた設計変更を行う必要があったもの</p> <p>業務委託費の積算に当たっては，算定基準等に従い，業務内容に応じた適切な費用の積算を行われない。</p> <p>(高速鉄道東西線建物保守管理業務委託) (技術監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>設計変更について，平成 28 年度の契約分から仕様書に対応回数を明示し，明示した回数に変更がある場合には，設計変更を行うよう見直しを行った。</p> <p>加えて，交通局として，指摘事項について，平成 28 年 4 月に工事担当課である技術監理課及び電気課内の全担当職員に周知するとともに，「平成 27 年度工事監査の指摘項目及びその処置について」を各係長に配布し，再度，再発防止を指示した。</p> <p>また，電気課所属研修（同年 7 月 6 日）及び技術監理課所属研修（同年 7 月 7 日）を実施し，工事を担当する全職員に対して，改めて指摘事項についての資料を配布し，課長から適正な業務の執行についての指導を行った。</p> <p>さらには，線路等の保守業務を担当する職員に対しても，同年 6 月 30 日及び 7 月 28 日の所属研修において，指摘事項について指導を行った。</p>

(監査事務局)